

報道関係者 各位

木質バイオマス利活用プラント整備事業に関する住民訴訟判決について

平成27年（行ウ）第17号損害賠償履行請求事件について、令和4年3月30日、広島地方裁判所において次のとおり判決が言い渡されました。

判決理由を確認、精査するとともに、今後の対応を検討してまいります。

令和4年3月30日

庄原市長 木山耕三

■ 判決（主文の要旨）

被告は、被告補助参加人に対し、2億3806万1169円及びこれに対する平成26年12月20日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを請求せよ。

担当：商工観光課 山根
連絡先：0824-73-1179